諮問番号：令和２年度諮問第１３号

答申番号：令和２年度答申第２２号

答　申　書

**第１　審査会の結論**

〇〇〇保健福祉総合センター所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して平成３１年４月１１日付けで行った生活保護法（昭和２５年法律第１４４号。以下「法」という。）に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

**第２　審査関係人の主張の要旨**

１　審査請求人の主張の要旨

年金収入が１人５万円たらずでは生活できない。１人の生活費が最低８万円くらいになるようにしてほしい。

２　審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

**第３　審理員意見書の要旨**

１　審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

２　審理員意見書の理由

（１）令和元年５月分の保護費について

生活保護制度では、世帯の収入（正確には収入充当額）が最低生活費に満たない場合に、その不足額が扶助されることとなっている。

処分庁は、老齢基礎年金９５，６１９円を審査請求人世帯の収入充当額として認定し、「生活保護法による保護の基準」（昭和３８年４月１日厚生省告示第１５８号。以下「保護基準」という。）で定める最低生活費１１０，３１０円との差額（不足額）１４，６９１円について、審査請求人世帯の令和元年５月分の保護費の支給額として決定する本件処分を行ったものであり、その算定に誤りは認められない。

（２）保護基準について

審査請求人は、約１１万円は１人分の生活費と思うため、生活扶助費を１人あたり最低８万円にしてほしい旨主張しているが、生活扶助費の額を定める保護基準は、法第１条及び第３条の基本原理に基づき、法第８条第１項及び第２項の規定を受けて厚生労働大臣が定めるものとされており、処分庁は、法令及び法令に基づく保護基準（以下「法令等」という。）に則って処分を行ったものである。

なお、この保護基準は、憲法の定める健康で文化的な最低限度の生活を維持するに足りるものでなければならないものとされ、何が健康で文化的な最低限度の生活であるかの認定判断は、厚生労働大臣の合目的的な裁量に委されているものとされている（最高裁昭和４２年５月２４日大法廷判決、民集２１巻５号１０４３頁）。

（３）まとめ

以上のとおり、本件処分は法令等に基づいてなされた処分にすぎないことから、違法又は不当な点は認められず、審査請求人の主張は認められない。

（４）上記以外の違法性又は不当性の検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

**第４　調査審議の経過**

令和２年８月　６日　　　諮問書の受領

令和２年８月　７日　　　審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

　　　　　　　　　　　　　　　主張書面等の提出期限：８月２８日

口頭意見陳述申立期限：８月２８日

令和２年８月１９日　　　第１回審議

令和２年９月１７日　　　第２回審議

**第５　審査会の判断の理由**

１　法令等の規定

（１）法第１条は、「この法律は、日本国憲法第２５条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」と定めている。

（２）法第３条は、「この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。」と定めている。

（３）法第４条第１項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」とし、同条第２項は、「民法（明治２９年法律第８９号）に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。」と定めている。

（４）法第８条第１項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」とし、同条第２項は、「前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。」と定めている。

そして、法第１条及び第３条の基本原理に基づき、法第８条第１項及び第２項の規定を受けて、厚生労働大臣は保護基準を定めている。

（５）保護基準の別表第１の第１章は、年齢別、地域別等に区分した基準生活費を規定しており、処分庁管内の本件処分時における居宅基準による審査請求人世帯（２人世帯）の生活扶助額は、１１０，３１０円である。

（６）生活保護法による保護の実施要領について（昭和３８年４月１日社発第２４６号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）の第８の１（４）アは、「恩給法、厚生年金保険法、船員保険法、各種共済組合法、国民年金法、児童扶養手当法等による給付で、６か月以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定すること。」と記載している。

なお、局長通知は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４５条の９第１項及び第３項の規定による処理基準である。

２　認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）によれば、以下の事実が認められる。

（１）平成３１年３月２７日付けで、処分庁は、審査請求人及びその妻に対して、法による保護を開始した。

（２）平成３１年４月１１日付けで、処分庁は、本件処分を行った。本件処分に係る保護決定通知書には、「平成３１年５月１日からの保護の程度を通知します。」との記載があり、５月分扶助額の合計が「１４，６９１円」、最低生活費の合計が「１１０，３１０円」、収入充当額の合計が「９５，６１９円」と記載されている。

（３）令和元年５月７日付けで、審査請求人は、本件審査請求を行った。

３　判断

（１）法の趣旨及び保護費の額を決定する仕組みは、処分庁の弁明書及び審理員意見書に記載のとおりである。法第１条及び第３条の基本原理に基づき、法第８条１項及び第２項の規定を受けて厚生労働大臣が保護基準を定めている。保護基準の別表第１の第１章は、年齢別、地域別等に区分した基準生活費を規定しており、処分庁管内の本件処分時における居宅基準による審査請求人世帯（２人世帯）の生活扶助の額は、１１０，３１０円である。

（２）本件処分に当たっては，局長通知の第８の１（４）アにより，老齢基礎年金９５，６１９円を収入充当額として認定し、最低生活費１１０，３１０円との差額（不足額）１４，６９１円について、審査請求人世帯の令和元年５月分の保護費の支給額として決定する本件処分を行ったもので、その算定に誤りは認められない。

（３）審査請求人は、このような保護基準自体が日本国憲法第２５条の定める「最低限度の生活」を保障するものではないとの主張を行っているものと推測できる。

この保護基準は、日本国憲法第２５条の定める「最低限度の生活」を保障するものでなければならないが、何が健康で文化的な「最低限度の生活」であるかの認定判断は、厚生労働大臣の合目的的な裁量に委ねられているものである（最高裁昭和４２年５月２４日大法廷判決）。

（４）したがって、本件処分は、前記１の法令等の定めに従い行われたものであり、違法又は不当な点は認められない。よって、本件審査請求は棄却されるべきである。

大阪府行政不服審査会第２部会

委員（部会長）針原　祥次

委員　　　　　衣笠　葉子

委員　　　　　野田　崇